

レンタル規約

第1条（総則）

1. フジ自動車工業（株）レンタル基本約款（以下「本約款」という。）は、賃借人を甲、賃貸人：フジ自動車工業㈱を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス（以下、動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

1. 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。（口頭の場合を含む）

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返却日（レンタル終了日）までとする。貸渡日・引取日も使用日数に含む。
2. 最小使用単位は1日とし、日曜日、祭日も使用日数に含む。

第4条（レンタル料）

1. 甲は消費税を負担し、レンタル代金に加算し乙に支払う。
2. 15日以降は1ヵ月料金となります。
3. 作業内容、作業環境によっては割増料金が発生する場合があります。

第5条（物件の引渡し、免責）

1. 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
2. 甲が入出庫カードにサイン出来ない事情があると乙が認める場合、甲の指定場所に乙が納品した時点で商品の引渡し完了したものとみなす。この場合、商品引渡し後の盗難・紛失は甲に責任の所在がある。

第6条（物件の検収）

1. 甲は、物件受領後直ちに、依頼した内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
2. 甲は、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合、直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第7条 (担保責任)

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、引渡し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、得かりし利益、滅失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第8条 (物件の保守・管理、月次点検)

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
3. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。
4. 甲が通常必要とされる維持管理を怠り、商品が破損・故障した場合、修理費・搬送費は甲が負担する。
5. 甲の用法能力を超えた無理な商品利用による故障及び損害、これに伴う搬送費は甲が負担する。
6. 車両の保守整備は弊社負担です。万一の故障の場合は弊社サービススタッフが出張修理を行う。

第9条 (物件の検査)

1. 乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。
2. 乙が前項における商品の修理又は検査を行なった場合、甲に対する代替商品の提供又その期間中の休業補償は免責される。

第10条 (禁止事項)

1. 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
2. 物件を本来の用途以外に使用すること

第11条 (通知義務)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき

- (3) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

第12条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。
2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用（修理費、清掃費等）を乙に支払う。

第13条（物件についての損害補償）

1. 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、原因の如何を問わず、甲は乙に生じた損害を賠償する義務を負う。
2. 物件の損傷（甲の過失）に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。

第14条（不返還となった場合の損害賠償及び措置）

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。

第15条（保険）

1. 乙は自賠責保険に加入する。
- ※その他、任意保険の加入については、別途ご相談ください。

第16条（契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。
- (1) 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
- (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
- (3) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
- (4) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
- (5) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。

3. 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第17条（契約解除の措置）

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所に返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。
3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第18条（専属的合意管轄）

1. レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判籍とする。

第19条（追加規約※提携業者用）

1. 日割り精算希望する時は、事前に申し込みが必要とし、契約の際に申込書に記載する。尚、契約期間が一月以上の契約のみ申し込み可能とする。
2. 清算方法は一月を30日と規定して月極料金の日割りとする（29日31日でも30日で計算する）